【留意事項】

- ・「HS2022年改正に係る説明会」でお寄せいただいた質問のうち主なものについて、その回答を掲載しております。
- ・類似の質問は適宜まとめさせて頂き、また、HS2022改正と直接関連しない質問事項は省略しております。
- ・個別具体的な物品に関する質問については、守秘の観点からこのFAQでは回答できませんので、各税関の関税鑑査官部門への事前教示照会をお願いします。
- ・以下の回答内容は法的効力を持つものではなく、また、事前教示に代わるものではありません。あくまで参考としてご利用ください。

通し 番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
	総括	HS番号は6桁までは万国共通で、7桁以降は各国の裁量で設置できますが、この度の2022年の改正で番号が変わる品目の各国における7桁以降の番号は、いつ、どこで、どのような形で公表されるのでしょうか?	今次HS改正を受けての我が国の輸出入統計品目表の改正(つまり7桁目以降に係る改正)は、下記財務大臣告示が発出されたところ、税関ホームページに掲載された当該告示によりご確認いただけます。 ・令和3年10月15日「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第267号)」 ・令和3年12月3日「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第294号)」 https://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji.htm なお、今次HS改正を受けての諸外国における統計品目表・関税率表等の改正については、各国の税関当局等へご確認いただきますようお願いします。
2	総括 (1/20更新)	実行関税率表、輸出統計品目表、関税率表解説等はいつ公開されますか。	HS2022対応の実行関税率表、輸出統計品目表および関税率表解説は税関HPで2022年 1月1日より公開されています。 ・実行関税率表 https://www.customs.go.jp/tariff/2022_01_01/index.htm ・輸出統計品目表 https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/index.htm ・関税率表解説 https://www.customs.go.jp/yusyutu/2022_01_01/index.htm ・関税率表解説 https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/ なお、今次HS改正を受けての関税定率法別表、輸出入統計品目表、関税率表解説及び分類例規の改正について、現在、税関HP上から改正の内容(新旧対照表等)を参照いただけます。(URLは、通し番号4の回答欄をご参照ください。)
3	総括	日本から輸出される製品のHSコードは、どこに相談すればよいでしょうか。	輸出貨物に係る統計細分についてのお問い合わせも、各税関の関税鑑査官部門で受け付けておりますが、輸入貨物に係る事前教示とは異なり、口頭での照会に対する口頭での参考回答となり、文書による回答は行っておりません。なお、輸出先国でのHSコードをお知りになりたい場合は、輸出先国の税関へ問い合わせ(輸出先国に事前教示制度があれば事前教示照会)をされることをお勧めします。
4	総括	HS改正の新旧対照表は、税関ホームベージのどこに掲載されるでしょうか。	今次HS改正を受けての関税定率法別表、輸出入統計品目表、関税率表解説及び分類例規の改正については、現在、税関HP上の下記リンクから改正の内容(新旧対照表等)を参照いただけます。 ・関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号) https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm ・輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第267号) ・輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第294号) https://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji.htm ・関税率表解説及び分類例規の改正等について(令和3年11月30日財関第866号、第867号) https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2021tsutatsu/2021tsutatsu867/index.html
5	食品等	ミミズは「昆虫食」の代表的な食材ですが、「食用の 昆虫」になるでしょうか。	ミミズは関税分類上、昆虫類には含まれません。昆虫類以外の第04.10項に属する食用の動物性生産品の分類については従来どおりとなります。 お問い合わせの貨物について、正確な性状が不明ですので、輸入予定の際は、文書による 事前教示制度の活用もご検討ください。
6	食品等	部・腹部からなり、6本の足と4枚の翅が胸部から生えている生物)を指すとの理解で正しいでしょうか。 例えば、最近では、食用のクモ(タランチュラ等)が	ご理解のとおりであり、今回の改正で第4類、第16類の類注及び各項に明記された「昆虫類」とは第0106.4-号に規定される「昆虫類」と同義です。ご質問の第0106.4-号のみならず、第01.06項の各号は、従前からすべて学問上の系統学に即した規定になっています。関税率表上の昆虫類についてもご質問の前段と同様の考えとなります。なお、お問い合わせの「食用のクモ」については、最近は国内で販売されているものも承知していますが、貨物性状等詳細が不明ですので、輸入をご検討の際は文書による事前教示制度の活用もご検討ください。関税率表上の用語が、一般概念や産業上の用例と異なる点については、昆虫類のみならず、今後も税関HP上等でも折に触れ周知いたします。

通し番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
7	食品等 (1/20追加)	これまで第1509.10号「バージン油」として分類されていたオリーブ油については、今次HS改正後、遊離酸度のオレイン酸換算値に基づき、かつCODEX規格に定めるオリーブ油の特性に従い、「エクストラバージンオリーブ油」、「バージンオリーブ油」、「その他のバージンオリーブ油」に分類が分かれると解しています。 実際に輸入申告する際には、「遊離酸度のオレイン酸換算値」を証明する資料の提出が必要になるのでしょうか。	ご認識の通り、オリーブ油についてはHS2022改正後、遊離酸度のオレイン酸換算値等により、分類が分かれるものです。 そのため、申告税番をご検討いただく際に、第15類の号注1 (新設)及び改正後の第 15.09項解説の説明に従って、遊離酸度のオレイン酸換算値等をあらかじめご確認いただく 必要があります。 輸入申告に際しては、税関での関税分類検討の必要性に応じてご提出いただくこととなり ます。
8	食品等	オリーブ油について、第1509.20号等に細分化されましたが、IOC規格(CODEX規格)に基づき分類判断を行えばよいでしょうか。	オリーブ油の関税分類に当たっては、第一に、15類号注1、15.09項及び15.10項の関税率 表解説の遊離酸度や性状をもとに判断いたします。
9	食品等	第15.15項に微生物性油脂が新設されましたが、どのようなものでしょうか。定義ないし他の油脂と区別する方法はあるのでしょうか。	微生物油脂の特徴につきましては、関税率表解説第15類総説及び同表解説第15.15項等で 説明しており、微生物油脂の代表的な例としてアラキドン酸オイルがあり、これは黄色又は 橙がかった黄色の油脂です。 微生物油脂について分類に迷われた際には、文書による事前教示制度の活用もご検討くだ さい。
10	食品等	ニコチンを含有しない煙草のたばこ税を教えてください。	たばこ税につきましては、主管官庁(国税庁)にお問い合わせいただきますようお願いします。
11	食品等 (1/20追加)	今次HS改正により、これまで第3824.99号に分類されてきた「電子たばこ」が、新設の第2404.1-号に分類されることになると聞きましたが、この分類変更に伴い、改正後はたばこ税法が適用されることになるのでしょうか。また、厚生労働省から公開されている電子タバコに関する個人輸入の制限の上での、医薬品としての該非についても教えてください。	たばこ税法につきましては、主管官庁(国税庁)にお問い合わせいただきますようお願いします。なお、HS2017において関税率表第2403.99号に分類されている「加熱式たばこ」や同表第3824.99号に分類されている「電子たばこ」につきまして、HS2022改正後には「非燃焼吸引用の物品」として第24.04項に分類されることとなりましたが、ご質問の「電子たばこ」につきましては詳細が不明であるため、どの税番が適用されるのか検討できません。正確な分類をお知りになりたい場合、文書による事前教示をお願い致します。 また、医薬品の規制への該非につきましては、主管官庁である厚生労働省にご確認をお願い致します。
12	化学品 (1/20追加)	分類されるということは理解しましたが、アセタールを	第29.11項の規定は「アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体」であり、現行の規定から改正はありませんので、アセタールとベルオキシド構造(他の「酸素官能基」)の両方を有する化合物は、第29.11項に分類されます。
13	化学品	「化学品」担当の説明スライド中、化学兵器禁止条約により規制される物品として「新規12品目」とありますが、具体的にスライド中のどの物品が「新規12品目」に該当するかを教えてください。	化学兵器禁止条約により新たに規制される12品目(化学物質)については、HS2022の該当する10の号細分により、それぞれ分類されることとなります。 具体的には、第2930.10号、第2931.44号、第2931.48号、第2931.51号、第2931.52号、第2931.53号、第2933.35号(立体異性体 2 品目)、第3824.92号(2 品目)、第3907.21号、第3911.20号です。
14	化学品	第38.22項には、すべての医療用診断用検査キットが分類されますか。	診断用に限らず、理化学用の検査キットも第38.22項に分類されますが、第38.22項の規定に「第30.06項のものを除く」との規定があることから、第30.06項へ分類される患者に直接投与する診断用試薬は、第38.22項には分類されません。
15	化学品	感染症用テストキットについて、コロナウイルスの抗 原検査キット(研究用)は第38.22項に分類されるのでしょ うか。	研究用であっても、抗原検査キットは第38.22項に分類されます。ただし、第30.06項に該当するものは除きます。
16	木材・金属等 (1/20追加)	今次改正で新設される第4407.13号のSPFについて、説明会時の資料では「北米(カナダ・米国)の針葉樹から切り出される木材」と書かれていましたが、その他の地域(ヨーロッパ等)の木材でも、とうひ、松及びもみを一体で生育していれば、SPFとして、新設される第4407.13号に分類されるのでしょうか。	SPFは、とうひ、松及びもみが混在して、その割合が不明な林分から得られた木材を指します。説明資料中では、現在の主要なものとして北米産のものを紹介しましたが、関税率表第44類号注3に定める条件に該当すれば地域による制約はありません。
17	木材・金属等 (1/20追加)	新設される第4407.13号(SPF)、第4407.14号(HEM-FIR)の定義については号注が新設されるとのことですが、既存のとうひ、松及びもみのHSコードとの区別は、商品名「SPF」とあれば一般に定義を満たすと捉えて良いのでしょうか。林分まで確認が必要になるのでしょうか。	第44類号注3の『「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材』に該当するものは、SPFとしての区分で申告いただくこととなります。ただし、それぞれ別に育成したものを集めたものはSPFではありません。取引上SPFとされているものについて、該当するか否か疑義がある場合は、事前教示制度の活用をお勧めします。

通し 番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
18	木材・金属等 (1/20追加)	第4412.91 号は「少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの」と規定されていますが、一の外面の板が「熱帯産木材」と「その他の木材」からなる場合は、少しでも熱帯産木材が使われていれば熱帯産木材と判断するのでしょうか。それとも、面積割合の多い樹種で判断するのでしょうか。	原則的には、一枚の板の樹種が熱帯産木材が否かということで考えますが、仮にその外面の板が複数の樹種から成るようなものであれば、当該板が「熱帯産木材のもの」と言えるか否かを総合判断することになります。 例えば、微量の他材が混入する場合に「熱帯産木材」が否定されることはないと思われますが、面積的に少なくとも他材が非常に高価で、その外面の特性を当該他材が特徴づけると認められる場合には、「熱帯産木材」としての分類が否定されることもあり得ると考えられます。
19	木材・金属等 (1/20追加)	今次HS改正により、LVL(単板積層材)が第4412.4-号に分類されることになりましたが、LVB(※)については、第4412.9-号に分類されるものと考えてよいでしょうか。 (※) LVB(Laminated Veneer Board):L V L のうちいくつかの層に直交単板を入れたもの。	LVLは、建築構造用のものが第44.18項に分類され、それ以外のものが第44.12項に分類される点では、従来と変わりありません。今回の改正で、第44.12項に分類されるLVLについて、第4412.4-号の区分が新設されました。他方、第44.18項において構造設計用木材製品の区分が新設され、そのうち特掲される物品以外のものは、第4418.89号に分類されます。構造設計用のLVLは同号に分類されることとなります。 ご照会の物品(LVB)が構造設計用のものと言えるかどうかは確定していませんが、構造設計用であれば上記のとおりとなります。具体的な物品については、事前教示制度の活用をお勧めします。
20	木材・金属等	HS2022で新設された第4418.82号の国内細分「いずれのラミナも厚さが一二ミリメートル以上のもの」は何を根拠としたものでしょうか。また、同号中、上記細分に当たらない「その他のもの」については、改正前(つまり2021年末までの分類)はどこに分類されているものでしょうか。	当該国内細分は、関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号)で規定されました。 第4418.82号は、構造設計用木材製品のうち直交集成板(CLT)が分類される号として今回新設されました。「いずれのラミナも厚さが一二ミリメートル以上のもの」について、改正前は4418.99-291に分類されており、その基準は国内分類例規「44.18項 1. 第44.18項の建築木工品と第44類の他の項の物品との区分」で同項に分類されるCLTにおける各層の厚さを12mm以上と定めており、これに対応しています。 なお、「その他のもの」については、改正前(つまり2021年末までの分類)は、各層の厚さが12mm未満など上記国内例規の基準に満たないCLTが第4412.99号に分類されています。
21	木材・金属等	第44.18項に構造設計用木材製品として構造用集成材や 直交集成板が細分として新設されましたが、第44.12項の 集成材と第44.18項の構造用集成材との分類基準に変更は ないでしょうか。	従来は国内分類例規「44.18項 1. 第44.18項の建築木工品と第44類の他の項の物品との区分」(3)イでグルラムについて、同(4)で直交集成板 (CLT) について定めた基準に該当するもののみが第44.18に分類されていました。 今回のHS改正で「構造設計用木材製品」の区分と併せて、この下に構造用集成材 (グルラム) や直交集成板 (CLT又はX-ラム) の区分が新設されました。原則としてグルラムの範囲は従来と変わりませんが、CLTについては従来第44.12項に分類されていた各層が12㎜未満のものの一部が第44.18項に分類されることとなります。
22	木材・金属等 (1/20追加)	現行の第4418.60号「くい及びはり」は、改正後は、どのHSコードに分類されることになるのでしょうか。	くい及びはりについては、構造設計用木材製品に当たるものは、第4418.8-号に分類され、構造設計用木材製品に当たらないものは第4418.30号に分類されます。 第4418.8-号では、Iビームは第4418.83号に区分が新設されました。Iビーム以外の構造 設計用木材製品に当たるくい及びはりは、グルラムに当たるものは第4418.81号、これら以 外の構造設計用木材製品に当たるものは第4418.89号に分類され得ます。 なお、「構造設計用木材製品」、「グルラム」及び「Iビーム」については、関税率表解 説で「号の解説 4418.81,4418.82,4418.83及び4418.89」として定義が規定されています。
23	木材・金属等 (1/20追加)		木材製品のうち「木製建具及び建築用木工品」が第44.18項に分類されますが、従来は、建築構造用に供される集成材のうち一般にグルラムと呼ばれる物品については、国内分類例規「44.18項 1. 第44.18項の建築用木工品と第44類の他の項の物品との区分」(3)イで「グルラム」として定めた基準に該当するものが第44.18項に分類されていました。今次HS改正で、グルラムについて、同項に「構造設計用木材製品」の区分と併せて、この下に「構造用集成材(グルラム)」等の区分が新設されましたが、原則として同項に分類される「グルラム」の範囲は従来と変わりません。
24	木材・金属等 (1/20追加)	現行の第7019.32号の規定「薄いシート(ポイル)」 と、改正後の第7019.71号の規定「ベール(薄いシート)」は同じ意味でしょうか。	同じ意味です。これまで第7019.32号に分類されていたものが、改正後は第7019.71号に分類されることになります。これは、第70.19項中に「化学的に結合した織物類」の区分が新設されたことに伴う区分の変更です。
25	繊維	電子部品等のついた紡織用繊維の分類を明確にするための改正について、例えば、取り外し可能なファン付の作業服も第11部に分類されるのでしょうか。	お尋ねの「取り外し可能なファン」は、作業服に対して、今次HS改正で新設された第11 部注15で規定する「追加的な機能性を与える」「機械的要素」に当たるものと考えます。こ のため、最近よく見られるファン付きの作業着のようなものであれば、第11部に属する物品 の重要な特性を保持している物品として、第11部に分類されるものと思われます。 個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
26	繊維	第57.03項の人工芝と第58.02項の人工芝の違いはなんでしょうか。	第58.02項はタフテッド織物類が分類される項であり、第57類の床用敷物とは性状が異なります。関税率表解説第57.03項には「この項の物品は、例えば、床用敷物としての用途に適する硬さ、厚さ、強さで58.02項のタフテッド織物と区別される。」とあり、第57類の床用敷物として適する硬さ、厚さ、強さが認められるものが第57.03項に分類されます。性状については現物での個別判断が必要なものも多いと考えられるため、個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。

通し 番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
27	繊維	繊維の人工芝について質問があります。今回のHS改正で第57.03項の下に「人工芝」という号が新設されましたが、以後、一般に「人工芝」と称されるものはすべて第57.03項に分類されますか。	今回の改正は、現行の第57.03項に分類される人工芝についての明確化ですので、一般に「人工芝」と称されるものであっても、第58類に分類される織物が第57.03項に分類変更されることはありません。 (第57.03項はタフテッドした人工芝で第57類の敷物としての特性が認められるものであり、第57類の敷物にならない第58.02項のタフテッド織物は分類されません。)
28	繊維 (1/20追加)	今次HS改正で新設された第59類注3では、第59.03項の物品のうち、「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」について、「プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない」と規定しています。これはつまり、肉眼により判別できるかできないかを問わないのは、「積層」したもののみであって、染み込ませ、塗布し、被覆したもので、肉眼により判別することができない場合は、従来どおり第59.03項から除かれるという解釈で正しいでしょうか。	ご理解のとおり、今次改正で新設される第59類注3は「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」が対象ですので、肉眼により判別できるかできないかを問わないのは、積層したもののみです。 染み込ませ、塗布し、被覆したもので、肉眼により判別することができない場合は、同類注2(a)(1)により第59.03項から除外されます。
29	繊維 (1/20追加)	プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類については、第59 類注3の新設により、プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わず、第59.03項に分類されることとなりますが、肉眼で判別できず、かつ、製造工程の資料等でも積層の事実が確認できない場合は、どのように判断されるのでしょうか。	プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類について、プラスチックのシートまたはフィルムが横断面において肉眼により判別できず、かつ、製造工程の資料等によっても積層の事実が確認できない場合には、当該織物類は第59.03項には分類されないものと考えられます。 なお、具体的な物品について判断に迷うものがあれば、事前教示制度の活用もご検討ください。
30	機械類 (1/20追加)	今次HS改正により第8428.70号(産業用ロボット)が 新設されますが、現行の第8479.50号(産業用ロボット (他の項に該当するものを除く。))については変更が ないと承知しています。これら2つの項の違いを教えて ください。	新設される第8428.70号は、第84.28項の規定「その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械」内の細分であり、これらの機械の内の産業用ロボットが分類される号です。 他方、第8479.50号は、第84.79項の規定「機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)」内の細分であり、この項の規定に合致する機械類の内の産業用ロボットが分類されます。
31	機械類	現状、タブレット端末は第8471.30号に分類されていますが、タブレット端末には電話機としての機能を有するものもあり、また、通常、キーボードはついていないことから、第84.71項の自動データ処理機械というよりは、第85.17項の電話機に近くなっているように思われます。つまり、パソコンを小さくしたものというよりも、スマートフォンを大きくしたものという認識の方が適切なのではと思うところ、パソコン、タブレット端末、スマートフォンの線引きを教えてください。	タブレットコンピューターについては、国際分類例規に個別物品の分類事例が掲載されており、通話機能を有するものも、第84.71項に分類される事例として掲載されています。ただし、ご指摘のとおり、最近の商品として、これらの区別について判断に迷う事例もあると思われますので、個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
32	機械類	第84.82項の軸受は、保持器にころがセットされている 状態のもののみ当該項に分類されますか。仮に数はそ ろっているがセットされていない保持器ところの場合 は、どのように分類されますか。	軸受けそのもの、部分品、材質分類の可能性もあるものと思われます。ケースバイケース と思われますので、個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討 ください。
33	機械類		第85.01項の太陽光発電機にUSBケーブルが附属しているものは、通則3 (b) の小売用のセットにした物品であれば、一般的に、太陽光発電機として、同項にとどまると考えられます。なお、太陽光発電機 (第85.01項) 及びパッテリー (第85.07項) が一体となっているものについては、個別に検討することになると考えられます。個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
34	機械類	フラットパネルディスプレイを使用して作った最終製品 (例えば電子ベーパー、電子メモ) は第85.24項に分類されますか。	新設される第85.24項に分類されるものは「フラットパネルディスプレイモジュール」であり、いわゆる中間製品が分類されます。お尋ねの電子ペーパーや電子メモであれば、モジュールとはいえず、最終製品又は最終製品の部分品となると考えられ、第85.24項には分類されないと考えます。 個別具体的な商品につきましては、文書による事前教示の活用もご検討ください。
35	機械類	フラットバネルディスプレイモジュールで、ドライバ 又は制御回路を有するものは、どこに分類されますか	個別に検討することになりますが、第8524.91号、第8524.99号又は最終製品の部分品として他の項・号への分類が考えられます。 具体的な輸入貨物につき分類で迷うものがありましたら、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
36	機械類	パネル1枚では映像を表示できないデイスプレー (複数 枚のパネルモジュールで1つの大型のデイスプレーとなる もの) は新設される第85.24項ではなく、部分品として第 85.29項に分類されるのでしょうか。	

通し 番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
	機械類	デジタルカメラの現在のHSコードは第8525.80号で、WTOのITA対象品目です。この度のHS改正により、一般的なデジタルカメラが分類されるHSコードは第8525.80号から第8525.89号に変わると思われますが、通関においてこれまでと同様にITA対象品目として取り扱われますでしょうか?(改正後の)第8525.89号のdescriptionが『other』となっていることからお尋ねする次第です。	ITA対象品目表については、WTO協定が締結された時点のHSコードにより規定されていますが、HS品目表の改正によってその対象となる物品が変わることはありません。 従いまして、一般的なデジタルカメラは、HS2022改正の発効後においてもITA対象品目となるものと考えられます。
38	機械類 (1/20追加)	今次HS改正で新設される第85.24項「フラットパネルディスプレイモジュール」に分類されるものは、改正前では、部分品として第85.29項に分類されているものや、モニターとして第85.28項に分類されているものがあると説明会資料に書かれていましたが、第85.28項の中では第8528.5-号「その他のモニター」として分類されているとの理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。改正以前には、フラットパネルディスプレイであれば、第85.28項の完成品のうち、第8528.5-号「その他のモニター」に分類されるものもあったということです。
39	機械類	第85.39項の発光ダイオード光源と第85.41項の発光ダイオードの違いは何でしょうか。	第85.39項と第85.41項は制御回路を有するか否かで区別されます。 具体的な輸入貨物につき分類で迷うものがありましたら、文書による事前教示制度の活用 もご検討ください。
40	機械類 (1/20追加)	発光ダイオードLEDモジュールは、これまでは第 8539.90号の「部分品」として分類されていたとの認識で よろしいでしょうか。	ご認識のとおり、第8539.90号の「部分品」として分類されているケースもありましたが、その他(例えば、第94.05項「照明器具及びその部分品」)に分類されていたケースもありました。
41	機械類	新設される第8541.42号や第9405.41号において、光とは、太陽光に限定されるのですか。	主に太陽光を使用した商品を想定した規定であると考えますが、その他の光を使用する具体的な商品については、個別に検討する必要がありますことから、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
42	機械類 (1/20追加)		半導体ベースの変換機は種々の機械類の部分品として使用されているところ、ご理解のとおり、これまで多数のHSコード(例;第84.31項、第84.66項、第84.73項等)に分類されていましたが、今次改正により、特定のHSコード(第8541.51号)に分類されることとなりました。
43	木材・金属等 機械類	今次HS改正で、電気電子機器のくずとして第85.49項が新設されますが、現行、第7112.99号に分類されている 貴金属回収用の電子回路廃基板について、改正後は第 85.49項に分類されることになるのでしょうか。	第71.12項に貴金属の屑等が規定されることに変わりありませんが、今次HS改正により、 同項の規定に「(第85.49項の物品を除く)」と追記されました。 これにより、ご質問の貴金属回収用の電子回路廃基盤であれば、一般的に改正後は第 85.49項に分類されると思われますが、輸入を予定されている具体的な貨物の関税分類に関 しては、文書による事前教示制度をご活用いただき、事前に税番・税率の確認をいただくこ とをお勧めします。
44	機械類	第85.49項の「電気電子機器のくず」とはどういうものですか。	「電気電子機器のくず」については、この度のHS改正により新設される第16部注 6 (A) で定義されており、その定義に従うことになります。 具体的な輸入貨物につき分類で迷うものがありましたら、文書による事前教示制度の活用 もご検討ください。
45	機械類	電気電子機器のくずの定義として、HS2022改正の新旧 対照表には第85類の号注5で、第8549.1-号の物品につい ての定義が示されていますが、第85.49項中のそれ以外の 号の物品に係る定義はどこに示されているでしょうか。	電気電子機器のくずについては、第16部注 6 (A) で定義されており、その定義に従うことになります。
46	機械類	第85.49項の電気電子機器のくずに分類されるとしていただいた事前教示回答書については、同一の工場から発生する電気電子機器のくずであれば、同様に適用される(つまり第85.49項に分類される)と考えてよろしいのでしょうか。	事前教示回答書の税番・税率は、照会された具体的な貨物に対して適用されるものですので、お尋ねの例であれば、過去に発出された回答書の税番・税率が、同一の工場から発生する電気電子機器のくずに対して、自動的に適用されるということには必ずしもなりません。ただ、過去の回答書と全く同一の貨物であれば、同じ税番税率が適用される場合もありますことから、個別具体的な事案については、文書による事前教示制度の活用もご検討いただき、税関への事前教示照会の際に事情を説明していただくようお願いします。

通し 番号	説明会資料 該当分野	質問事項	回答
47	機械類 (1/20追加)	第16 部注 6 (A) として「電気電子機器のくず」の定義が新設され、 (i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に囲いることができるよう修理することが経済的に適しないもの(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかったものと規定されましたが、(i)及び(ii)の両方を具備する必要があるでしょうか。例えば、展示品や中古品のように、保護するような形で梱包されていないが本来の用途に使用できるものは、(ii)に該当しますが、(i)には該当しません。この場合、どのように考えるでしょうか。	(i) 及び (ii) の両方を具備する必要があります。お尋ねの例であれば、この定義に従わないこととなり、電気電子機器のくずとしては分類されないと考えられます。個別の商品について判断に迷う事例があれば、事前教示制度の活用もご検討ください。
48	機械類 (1/20追加)	新設される第85.49 項に分類される電気電子機器のくずには、第16 部の機械類等のものの他、第90類に分類される機器のものも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	
49	機械類	今次HS改正では、第87.04項の「貨物自動車」にハイブリッドのものの細分が新設されたと伺っていますが、説明資料では言及されていませんでした。この改正内容についても説明をお願いします。	今次HS改正において、トラクター(第87.01項)及び貨物自動車(第87.04項)について、ハイブリッド又は電気のものの号が新設されました。前回(HS2017)改正においては、10人以上の人員の輸送用のもの(第87.02項)及び乗用自動車(第87.03項)について、ハイブリッド車及び電気自動車の号が新設されましたが、トラクター及び貨物自動車については、これらの号が設けられませんでした。今回(HS2022)改正においては、自動車産業界の技術革新及び環境エネルギー問題の観点から、トラクター及び貨物自動車についても、ハイブリッド又は電気のものについて号が新設されました。なお、第87.02項(バス)や第87.03項(乗用車)には既にある号(細分)であり、全く新しいものではありません。トラクター・貨物自動車についても同じ細分が加わったということであり、新しい運用というわけではありません。
50	機械類木材・金属等	うか。	加熱装置が付いていないものでも、第70類注1 (d) の除外規定により、枠付きのもので自動車用のものであれば、自動車用の窓として分類されることになります。 なお、加熱機能を有さず、枠も有しないものは、自動車用として特定できず、第70類に分類されると考えられます。 個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
51	機械類 木材・金属等	本邦から輸出される自動車用ガラス(サイド、リア、フロントガラス)で、ガラス自体に加熱装置、その他の電気的若しくは電子的装置は自蔵されておらず、ガラスの縁に枠も付いていませんが、形状がサイド、リア、フロントガラスそれぞれ特定の車種に限定された形状をしており、現地で枠を付けてそのまま自動車に取り付けられます。今回の改正において第70類又は第87類のどちらに分類されますか。	本邦から輸出の時点で加熱装置を有さず、かつ枠も有しないものは、それが、たとえ現地で枠をつけてそのまま自動車に取り付けられるものであっても、第70類注1 (d) 及び (e) の規定により第70類から除外されることにはならず、第70類に分類されると考えられます。 なお、輸出先国でのHSコードをお知りになりたい場合は、輸出先国の税関へ問い合わせ (輸出先国に事前教示制度があれば事前教示照会)をされることをお勧めします。
52	機械類	ドローン専用のデジタルカメラの分類はどうなりますか。	通常のデジタルカメラは第85.25項に分類されますが、ドローンに取り付けるデジタルカメラでも、第85.25項の規定に合うものもあると思われますので、個別の物品毎に検討することになります。 個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
53	機械類	無人航空機について、自動追尾機能がついているドローンは、第8806.2-号の規定にある「遠隔制御飛行専用のもの」になるのでしょうか。	個別の物品毎に検討することになりますが、第8806.9-号については、旅客輸送用でも遠隔制御飛行専用でもない、無人航空機が分類されますところ、ここに分類されるのではないかと考えます。 例えば、プログラム制御により飛行するものが考えられます。個別具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
54	機械類	無人航空機(ドローン)で新設された第8806.91号から 第8806.99号に分類される「その他のもの」とは具体的に どういったものですか。	第8806.9-号については、旅客輸送用でも遠隔制御飛行専用でもない、無人航空機が分類されます。例えばプログラム制御により飛行するものが考えられます。
55	機械類	新設される第88類の類注1で、「無人航空機には専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない」とありますが、「専ら娯楽用に設計された」とは具体的にどのような設計でしょうか。	ご指摘のとおり、第88.06項に「無人航空機」の項が新設されており、一般的なドローンは同項に分類される一方、第88類類注1において、「専ら娯楽用に設計された飛行する玩具は含まない」と規定されています。その運用に当たっては個別に考えることになりますが、その商品の特性、デザイン、意図される使用法、使用の容易さ、安全性、包装形態等を考慮して総合的に判断することになると考えます。 判断に迷う事例がありましたら、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。

通し	説明会資料	質問事項	回答
番号	該当分野	第88.07項(航空機の部分品)の新設により、第88.03	第88.06項に無人航空機の項が新設されることに伴い、その部分品を分類する項が必要と
56	機械類		第-08-00項に無人加定機の項が制設されることに行い、ていかか品と力減する項が必要となりました。従来は、第88.03項が第88.01項及び第88.02項の部分品の項でしたが、新設される第88.06項の部分品を第88.03項に分類するのでは、項の順序が逆転することから望ましくありません。したがいまして、第88.07項を新設し、同項に、第88.01項、第88.02項及び第88.06項の部分品を分類することとしたものです。なお、第88.03項は欠番になります。
57	機械類	「その他の写真機」に係る号(第9006.51号及び52号)が	近年、ロールフィルムを用いる旧来型のカメラの国際的な貿易量が僅少となっているため、世界税関機構 (WCO) における決定により、今次改正において、第9006.51号及び52号が削除されることとなりました。
58	機械類	HS2017に於いて第90.13項に分類されていた「液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)」は、HS2022に於いては、第90.13項には分類されないということでしょうか。	第90.13項の規定にあった「液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)」の文言が削除されており、当該物品については、同項の範疇からは除外されました。個別の物品の分類については、HS2022の規定に基づいて考えることになります。例えば、デジカメやPCにもフラットパネルディスプレイが取り付けられていますが、最終製品になっているものについてはそれぞれ最終製品が属する項に分類されます。
59	機械類	第94.05項でランプがluminaireに変更された理由は何で しょうか。特にランプとどこが異なるのでしょうか。	LED製品の発展、多様化に伴い、「ランプ」の範囲が従来と変化したため、HS上でも区別を明確化することとなりました。 LEDランプは中間製品としてのLED光源と位置付けることができ、最終製品のLED照明 ((luminaire) とは明確に区別されます。 ただし、「ランプ」という名称であっても最終製品である照明器具としての機能・構造を有する物品もありますので、名称ではなく、実際の製品が光源(中間製品)なのか、照明器具(最終製品)なのかによって分類することとなります。 具体的な商品については、文書による事前教示制度の活用もご検討ください。
60	機械類 (1/20追加)		光源がLEDである照明器具が第94.05項の「発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの」に分類されますが、具体的な物品に即して検討・判断する必要があると思われますので、個別の商品について判断に迷う事例があれば、事前教示制度の活用もご検討ください。